

答 申 第 2 0 6 号  
平成17年12月21日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成17年2月21日付け市第1324号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年5月10日付けで提起された平成14年4月25日付け市第110号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年4月25日付け市第110号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

ア 鋸南町の公債費負担適正化計画について

(ア) 平成7年度に千葉県は鋸南町に対して行財政診断をした。その際鋸南町には起債制限比率が平成9年度に15パーセントを超え、平成12年度には約20パーセントとなる資料があり、千葉県は財政の健全化の指示又は助言をした。

しかし、鋸南町は財政健全化をせず、平成9年度に起債制限比率15パーセントを超え、公債費負担適正化計画（以下「適正化計画」という。）を同10年度に策定し、国に同計画の確認を受けた。

a 同計画は、平成12年度には起債制限比率が20パーセント超となり、厚生福祉施設整備事業及び一般単独事業に係る地方債が許可されなくなるのを防ぐため、千葉県の振興資金約5億5千万円の繰上償還を平成10年度に実施するものとし、新規事業は一切行わないとして策定された。

b その繰上償還の財源を一般会計当初予算では特別会計の水道事業会計の前受金5億5千万円を中期借入れとすることとしていたが、地方公営企業法第3条の違反となるため、平成10年6月の鋸南町の定例議会の一般会計補正予算で、水道事業会計で法的根拠のない特別開発分担金として鋸南町の収入2億8千万円を計上し一般会計への繰出金とし、その他は旧鋸南第二中学校敷地売却代金からとし、繰上償還5億5千万円を実施することにした。この繰上償

還にて以下の違法行為が明らかになった。

- (a) 前受金を支払った東京建物（株）は特別開発分担金が任意の寄付金であるのに、寄付のための決裁や虚偽の決算報告をしていたこと。
  - (b) 鋸南町は、水道事業会計で上記前受金を過去の寄付金として過年度損益修正益として計上せず、県からの鋸南町水道事業会計補助金5,600万円を交付してもらえない損害を被った。
  - (c) 鋸南町には、漏水しやすい石綿管が10キロメートル以上あり、その交換費用がなく一般会計へ繰出す余裕はないのに、県地方課（現市町村課）は地方財政法第7条で特別会計の剰余金の半分は一般会計に繰り入れられるからと繰出しを認めた。
  - (d) 県振興資金の繰上償還の申請を鋸南町は書類で提出せず、県地方課が内部決裁書を作成し（上記適正化計画の繰上償還額が平成11年度以降の金額を記載すべきところを、当該年度償還元金分も水増し記載できるように虚偽記載されていた。）、起債制限比率を小さく見せるようにしていた（国に露見しているのに修正しようともしていない。）。
- c 平成11年度に、国は上記計画の確認団体に対して政府系資金の繰上償還を実施した。その財源がない場合は市中銀行からの新発債でもよいとした。
- (a) 県は、この時、本来鋸南町が申請すべき水道事業会計の新発債の発行許可申請書を作成し許可した。
  - (b) 鋸南町は、繰上償還するとあたかも得であるかのように県をだまし、償還期限を超える違法な起債をした。このことは平成13年度に露見し、削除すればよい地方財政法第5条の2に違反した既発債を同条文に合わせるとし許可変更申請をし、市中銀行に償還期限を短くしてもらい違法を解消した。本来なら違法な起債をしたとして許可取消しとなるものを国に穏便な処置をしてもらった。
  - (c) 上記計画での平成11年度の繰上償還の金額も前記 b(d)と同様に当該年度の償還元金分を水増し記載し起債制限比率を小さく見せている。
- d 平成11年度に県は鋸南町に対し行財政診断を実施したが、指導、助言された内容を鋸南町は実施していない。
- e 平成13年度に鋸南町が提出した上記計画では、減債基金の積立額減額や起債額が平成14年度以降計画額をはるかに大きくするも

ので、上記計画の放棄が明らかとなっている。また、平成11年度、平成12年度の起債額を少なく記載するというデタラメもある。

f 平成14年度一般会計当初予算は、平成13年度に積立てた減債基金8,000万円を取りくずし、同14年度に8,000万円を積立て、起債も1桁増額されており、適正化計画を放棄したのは明らかである。

g 鋸南町は、平成14年3月31日現在の財政状況を同年5月1日付けで公表したが、上記計画を放棄しながら、「同計画を策定し、財政健全化対策に取り組んでいる。」と虚偽記載をしている。

(イ) 適正化計画に基づいて財政運営を行う団体に対して、国は特別交付税により所要の措置を講じている。また、地域活性化等のための事業費について、起債制限比率に加算されない特別枠の地方債発行を許可している。

(ウ) 上記計画を策定し、それに基づいて財政運営を行うかのようにして、鋸南町は特別交付税を国からだまし取っている。また、地方債は、「過去に著しく事実と相違した申請により地方債の許可を受けた団体には、許可をしないものとする。」とされている。

(エ) 鋸南町の上記計画は、計画期間中の償還元金の一部を繰延べただけで、財政の健全化ではなく、計画最終年度の起債制限比率を小さくする粉飾行為である。

イ 特別交付税をだまし取っていることがわかる書類は上記に記載された内容を証明しているものであり、該当する文書は存在する。

ウ 鋸南町からのデタラメな適正化計画がバレタので諮問を遅らせて、保存期間渡過でウヤムヤにするだけの目的で情報隠しをした。諮問を遅らせることにより廃棄された。

異議申立てが長期間放置されるのなら、条例で異議申立てから諮問までの期間を規定しなければ、この不法行為は是正されない。

エ 異議申立人の異議申立書で保留しているのが何件あるのか確認し、答申に諮問までの期間に関する勧告することを求める。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### (1) 開示請求について

本件異議申立てに係る開示請求は、「①安房郡鋸南町の平成13年度の起債申請前に、千葉県が平成14年度以降の数字を変更させた平成13年度公債費負担適正化計画を鋸南町から提出させ、起債許可をした

ことのわかる書類」(以下「本件請求1」という。)及び「②安房郡鋸南町の公債費負担適正化計画が、財政健全化のための計画とは言えないので、公債費負担適正化計画の確認団体のみに交付される地方交付税の特別交付税を、鋸南町が国をだまし受け取っていることがわかる書類」(以下「本件請求2」という。)についてなされたものである。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

ア 適正化計画は、対象市町村が自主的に策定し、財政構造の弾力化に取り組むものであって、当該計画について県が起債許可をするために意図的に鋸南町に数字の変更をさせた事実はない。

イ 鋸南町においては、適正化計画に基づき、起債制限比率を下げるため、繰上償還等の財政健全化に向けた努力を行っている。

また、特別交付税については、適正化計画に基づいて財政運営を行う団体に対し、公債費負担の軽減を図るため、計画期間中、償還利子の額等を基礎として算定され、措置されるものであり、鋸南町が国をだまし特別交付税を受け取っている事実はない。

ウ 平成11年度の繰上償還額については、定時償還日前に繰上償還を行った当該年度に係る地方債について「繰上償還額」として計上されたが、算定される特別交付税の額は本来の額より少なく計上されており、特別交付税をだまし取ったことにはならない。

エ 平成11、12年度の起債額については、繰越分も含めた許可額ベースで記載されているため、実起債額とは乖離するが、このことによる交付税額算定上の交付税額への影響はない。

鋸南町は、厳しい財政状況にありながら、適正化計画に基づき、財政健全化に向けた努力を行っているものであり、その効果は実際に起債制限比率の低下にも現れている。

オ 以上のことから、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は存在しない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求について

本件請求1及び本件請求2の内容は、実施機関の説明要旨3(1)のとおりである。

これに対し、実施機関は請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定を行ったものである。

(2) 適正化計画について

適正化計画は、市町村が起こした地方債の償還のための経費の負担の適正化のため、「公債費負担適正化計画等の取扱いについて（通知）」（昭和62年7月10日付け自治導第76号指導課長発）等によれば、適正化計画策定年度の前年度までの3ヵ年度間の平均の起債制限比率（地方債の元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需用額に算入された部分を除く。）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合）が14パーセント以上若しくは今後2年度以内に14パーセント以上となる見込みで、財政構造の弾力化に取り組む市町村が自主的に策定するものとされている。

同通知によると、公債費負担の適正化を図ろうとする市町村は、都道府県と協議のうえ適正化計画を策定し、計画期間中に起債制限比率を原則として13パーセント以下に引き下げることとされ、このため、毎年度、おおむね標準財政規模の1パーセントの額以上の歳入の確保又は歳入の合理化を行うとともに一定額以上の既発債の繰上償還又は減債基金の積立てを行うこととされている。

これに対する財政措置としては、計画期間中における起債の償還利子の額及び適正化計画に基づき発行される地方債のうち地域活性化事業債などの額を基礎として、特別交付税の措置が講じられるものである。

(3) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は保有していないとしているので、以下検討する。

ア 実施機関に確認したところ、鋸南町は平成9年度に起債制限比率が16.3パーセントとなり、財政健全化を図るため、平成10年7月に適正化計画（計画期間を平成10年度から16年度までとし、その後、平成17年度までに延長。）を策定したことが認められる。

国は、鋸南町が策定した同適正化計画が上記(2)に適合するものであったことを確認し、その後、計画期間内において計画内容の実施状況を勘案し、見直して提出される適正化計画に基づいて鋸南町に特別交付税の措置を講じている。

イ 適正化計画は、市町村が財政の健全化を図り、もって国の財政支援措置が受けられるよう、自主的に策定するものである。

すると、本件請求1について、県は鋸南町が平成12年度までの同適正化計画の実施状況を勘案して平成13年度に提出した適正化計画について数字の過誤を指摘することにはあるにしても、県が意図的に数字の変更をさせた事実はないとする実施機関の説明に不合理な点はない。また、

異議申立人が主張するような、県が鋸南町に対し、起債許可するために意図的に平成14年度以降の数字を変更させた事実は、鋸南町が平成13年度に提出した適正化計画及び関連する文書からも認められない。

ウ 本件請求2については、本件請求の時点において、鋸南町が特別交付税をだまし受け取っていることを前提としているものであるが、実施機関は、鋸南町が特別交付税をだまし受け取るため、虚偽の適正化計画を策定したとの認識はしていない旨説明しており、異議申立人が主張するような、特別交付税をだまし受け取ったことを認めるに足る事実はない。

また、現在、鋸南町は、適正化計画の確認団体として財政健全化に取り組んでいるところであり、仮に、本件請求の時点において、特別交付税をだまし受け取っていたとすれば、国から確認団体の取消し又は特別交付税の交付の取消し、中止若しくは返還が想定されるどころ、これらの事実もない。

エ よって、以上のことから、本件請求1及び本件請求2に係る行政文書は存在しないと判断する。

(4) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立書及び意見書の中で種々主張しているが、上記(3)で判断した主張以外の主張については、当審査会の判断に直接影響を与えるものとは認められないことから、当審査会は判断しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

## 5 附言

(1) 本件請求1及び本件請求2は、開示請求者の主観的な評価が記されることにより、文書の客観的な特定がいたずらに困難なものとなっており、実施機関は、開示請求書が提出された段階で必要に応じて補正を求めるなどの措置を取ることも検討すべきであった。

なお、異議申立人の主観的な評価をもととした本件請求1及び本件請求2は、いたずらに実施機関に事務の負担を強いるものであると言わざるを得ない。

(2) 異議申立人は、実施機関が異議申立てを長期間放置していた旨主張するが、本件事案についての経過をみると、平成14年5月に異議申立てがされた後、諮問までに約2年10月を要している。

実施機関の説明によれば、異議申立人の主張内容の事実確認作業に時間を要したと説明するが、上記4の判断を踏まえれば、異議申立人の主張す

べてに事実確認を要すべきものではなかったものであり、本件異議申立てについては、千葉県情報公開条例第20条の規定により、速やかに、当審査会に諮問すべきものであった。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 1	諮問書の受理
17. 3. 28	実施機関の理由説明書の受理
17. 5. 26	審議
17. 6. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁 護 士	
福 武 公 子	弁 護 士	

(五十音順：平成17年6月23日現在)